

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
 令和３年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 79,388 千円

（歳出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 975,995 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名等	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他	
社会福祉	高齢者福祉事業	34,693	4,757	0	1,469	4,018	24,449
	児童福祉事業	227,970	146,279	12,900	6,034	8,858	53,899
	障害者福祉事業	188,312	140,256	0	1,201	6,614	40,241
	その他	103,713	21,992	15,500	0	9,347	56,874
	小計	554,688	313,284	28,400	8,704	28,837	175,463
社会保険	介護保険事業	161,986	11,399	0	0	21,256	129,331
	後期高齢者医療事業	119,546	18,297	0	0	14,291	86,958
	国民健康保険事業	59,005	26,188	0	0	4,632	28,185
	小計	340,537	55,884	0	0	40,179	244,474
保健衛生	健康増進事業	1,339	696	0	60	82	501
	母子保健事業	4,485	779	0	0	523	3,183
	予防対策事業	25,018	478	0	808	3,350	20,382
	その他	49,928	4,469	0	0	6,417	39,042
	小計	80,770	6,422	0	868	10,372	63,108
合計	975,995	375,590	28,400	9,572	79,388	483,045	

※地方消費税交付金の社会保障財源化分の充当額は、各事業に要する一般財源の比率で按分しています。